

鳥取縣公報

昭和二十二年六月十日
第一千八百十六號

火曜日

本報ノ大キサハ規定欄格5A列

規則

◇鳥取縣規則第 〇〇 號

昭和十七年四月鳥取縣令第三十八號鳥取縣甘藷苗配給統制規則はこれを廢止する。

昭和二十二年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告示

◇鳥取縣告示第 〇〇 號

物價統制令第四條の規定に依り本縣に於ける古綿打直加工賃の統制額を次のように指定する。

昭和二十二年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、古綿打直加工賃

- 1 蒲團綿打 元量一貫匁に付 貳拾圓

2 中入綿打 同 參拾圓

- (一) 前記最高打直料は受託者工場(店舗)渡し料金を、包装費を含み集荷配達費を含まない。
- (二) 取次業者であつても前記料金を超えてはならない。
- (三) 前記蒲團綿打直しとは、廻切機(兩面機を含む)で打直し、元量目一貫匁について十枚以内に仕上げたものをいひ、中入綿打とは廻切機で開綿した上梳綿機又は廻切機で打直し、元量目一貫匁について二十枚及至三十枚に仕上げたものをいう。
- (四) 前記最高打直料金は鳥取縣製綿工業協同組合の検査に合格し、その検査證書を貼付したものの料金とし、検査を受けないもの又は不合格のもの、価格は前記料金の五割以内とする。

◇鳥取縣告示第百三十五號
臨時種牡牛検査を次のように行うから検査を受けたいものは六月三十日までには縣に到着するよう願書を提出されたい。

昭和二十二年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

臨時種牡牛検査日割

検査日時

出場區域

日野郡溝口町 六月廿五日午前九時

同 日野上村 廿六日同

同 根雨町 廿七日同

同 氣高郡大正村 廿八日同

同 正條村 三十日同

同 八頭郡船岡村 七月 五日同

同 東伯郡浦安町 八日同

同 松崎村 十日同

同 倉吉町 十二日同

日野郡一圓

氣高郡一圓

八頭郡一圓

東伯郡一圓

西伯郡淡江町 七月十四日同
同 余子村 十五日同
米子市勝田町 十七日同
鳥取市吉方 三十日同
岩美郡浦富町 卅一日同

西伯郡一圓
米子市一圓
岩美郡一圓
鳥取市一圓

◇鳥取縣告示第百三十六號

昭和二十一年九月物價廳告示第六十八號（鮮魚介類の販賣價格の統制額指定の件）附記四の但書の規定によつて統制額の適用地域を次のように指定する。

昭和二十二年十一月鳥取縣告示第四百六十七號（丙地域指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十二年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、乙地域

沿海市町村

但し鳥取市（賀露町を除く）米子市、福部村（元塩見村を除く）瑞穂村、安田村、八橋町（徳萬を除く）を除く。

二、丙地域

鳥取市（賀露町を除く）米子市

岩美郡

蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、倉田村、米里村、津ノ井村、面影村、宇倍野村、鵜部村（元鹽見村のみ）

氣高郡

大和村、美穂村、豊實村、大正村、東郷村、松保村、千代水村、吉岡村、湖山村、大塚村、搦穂村、鹿野町、日置谷村、日置村、中郷村、勝部村、蓬坂村、勝谷村、東伯郡

榮村、上郷村、古布庄村、以西村、安田村、晴美村、八橋町（宇徳ののみ）

西伯郡

宇田川村、名和村、成置村、天津村、大國村、法勝寺村、手間村、朝倉村、向徳村、五石村、幡舞村、大幡村、縣村、大高村、巖村

三、丙丁中間地域

乙地域及び丙地域を除いた地域。

四、丙丁中間地域の統制額は別段の定めがある場合を除く。

五、丙丁中間地域の卸賣業者販賣價格の統制額は、東伯郡倉吉町のみ適用する。

彙 報

行旅死亡人周知方についで

（心當の向は直接取扱者へ照會せられたり）

其の一

取扱者 徳島縣名西郡阿野村長

一、本籍、住所、氏名、不詳

二、人相 二十五才位の男

身長五尺三寸位、中肉、額高丸顔、頭髮五分刈

三、着衣、携帶品

元陸軍用夏衣一 夏襦袢一 冬襦袢一 夏袴二を着用

金四拾錢、木綿袋米紅一各所持、路帽 藁草履

四、死亡年月日 昭和二十二年三月二十四日午前十時頃

五、假埋葬場所、日 徳島縣名西郡阿野村大字廣野字五反地共同墓地、昭和二十二年三月二十五日午後於時

六、死亡場所 名西郡阿野村大字廣野字五反地小童神社境内
七、其の他参考事項なし

其の二

取扱者 奈良縣奈良市長

一、本籍、住所、氏名 不詳

二、人相、特徴 四十才位の女 女中風

身長五尺一寸位、丸顔、中肉、洋髪
上着二本下着三本にブラチナ襟の冠あり、右手及腕に
白布をもつて繻帯をなし所舞の痕が足に在る。

三、着衣、携帯品 白布に茶色の襟をかけた下襟にガス織の茶色に白筋入

の袴を着す、黒肩糸織の帯を止む。
拾五圓九拾五錢入の茶色糸織製の財布一個。

右奈良市三笠山第三區林内に於て四月十一日午前九時三十分頃服毒自殺せるものと認め、四月十一日午後四時頃奈良市營墓地に於て假埋葬した。

其の三

取扱者 富山縣高岡市長

一、本籍、住所、氏名 不詳

二、人相、特徴、着衣 三十四才位の男

身長五尺四寸位、瘦形、頭髮は五分刈其他特徴なし
航空兵用上衣、軍袴、ハッピ、軍隊シャツを着用

三、携帯品 現金貳拾圓四拾四錢黒色の古マント 毛糸の古帽子
再生ゴム靴

四、死亡年月日、場所 高岡市三上(通稱)鳥越地内下二上火葬入口横控室にて凍死。

其の四

取扱者 青森縣下北郡大間町長

一、本籍、住所、氏名、不詳の女子

二、人相

身長四尺七寸余、丸顔、肥満体、金齒五本

三、着衣、携帯品

白ネル腰巻一 ネル襦袢一 白袴一 白足袋一 毛糸靴下一 禪一 上張三枚 角帯一 黒股引一 黒メリヤス裏付 腰巻と推定せらるもの一枚 溝寸一ヶ

右薬指に脂輪一個挿入白球赤球黒球よりなるもの

四、死体発見日

昭和二十二年三月二十七日午前五時

其の五

取扱者 奈良縣奈良市長

一、本籍、住所、氏名不詳

五十二、三才位の女

二、人相、特徴

身長一米三七、瘦形、丸顔、其他普通

三、着衣

立襟の着物に伊達巻を締め、紫別珍の襟、ネル襦袢、薄茶模様の大腰巻に土色毛糸シャツを着す、黒無地の羽織

四、其他

昭和二十二年三月二十九日八時五十分頃奈良市尼ヶ辻町三丁目小字村廻の領内、腦溢血に因つて死亡同日十二時頃市營墓地に於て假埋葬した。

其の六

取扱者 茨城縣北相馬郡市川町長

一、本籍、住所、氏名 不詳

六十五才位の男

二、人相

身長五尺一寸五分位、瘦形、頭髮白、鼻高、内齒なし、内股に鶏卵大の白痣あり、背の上部に盤若蘭の文身あり

三、着衣

墓口(黒色)一金六拾參圓拾壹錢

四、死亡場所

北相馬郡布川町榮橋齋香舍西側利根川堤防上にて凍死。
右昭和二十二年二月二十八日北相馬郡布川町來見寺共同墓地に假埋葬した。

其の七

取扱者 徳島縣名西郡阿野村長

一、本籍、住所、氏名 不詳 二十五才位の男子

二、人相

身長五尺三寸位 中肉 顔面丸顔 頭髮五分刈

金齒を入れている。

三、着衣、所持品

元陸軍用夏衣一 夏襦袢一 冬襦袢一 夏袴二を着用

金四拾錢 木綿袋 米約二合 略帽 藁草履

右昭和二十二年三月二十四日午前十時名西郡阿野村大字廣野字五反地少童神社境内に於て死亡し、同村共同墓地に假埋葬した。

正 誤

昭和二十二年六月鳥取縣告示第二百二十七號鮮魚介類の販賣價格の統制額中、四級品はたいしようえびのみとし、しゆくち(ばら)はこれを削除する。

昭和二十二年六月十日印刷
昭和二十二年六月十日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町